〃	KM500	〃	第24447号 平成21年12月24日
〃	KM517	〃	第24448号 平成21年12月24日
〃	KM530	〃	第24449号 平成21年12月24日
〃	KM537	〃	第24450号 平成21年12月24日
〃	KM583A	〃	第24451号 平成21年12月24日

○農林水産省告示第三百四十八号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年二月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第19066号 平成17年12月８日	平成18年８月14日	チュチュオレンジミルク	チュチュアランチャミルク
第20082号 平成18年８月15日	平成18年12月18日	モカフェローズ	ローチャーノ
第20953号 平成19年４月10日	平成19年８月６日	ミニパラソル　ホワイトアイＨＫ	ＳＨＫ　11
第21433号 平成19年９月７日	平成20年１月15日	シンフォニー鈴（すず）もと	アイノ
第22071号 平成20年１月30日	平成20年３月26日	小夏（こなつ）ホワイト	小夏（こなつ）の風（かぜ）
第22159号 平成20年２月19日	平成20年７月２日	ミニパラソル　レッドアイＨＫ	ＳＨＫ　12

○経済産業省告示第二十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第四十八号（テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年二月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

(1)　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第４号に規定するテレビジョン受信機（以下「テレビジョン受信機」という。）であって、ブラウン管を有するもの（以下「ブラウン管テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成15年４月１日に始まり平成16年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するブラウン管テレビについて、２－１に定める方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分						基準エネルギー消費効率の算定式
走査方式	アスペクト比	偏向角度	形状	機能	区分名	
通常走査方式のもの	４：３	100度以下のもの	フラット型以外	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外	ＡＡ	Ｅ＝2.5Ｓ＋32
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	ＡＢ	Ｅ＝2.5Ｓ＋60
			フラット型	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外	ＡＣ	Ｅ＝2.5Ｓ＋42
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	ＡＤ	Ｅ＝2.5Ｓ＋70
		100度超のもの	フラット型以外	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外	ＡＥ	Ｅ＝5.1Ｓ－４
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	ＡＦ	Ｅ＝5.1Ｓ＋24
			フラット型	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外	ＡＧ	Ｅ＝5.1Ｓ＋21
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	ＡＨ	Ｅ＝5.1Ｓ＋49
	16：９		フラット型以外	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	ＡＩ	Ｅ＝5.1Ｓ－11
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	ＡＪ	Ｅ＝5.1Ｓ＋17
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を１つ有するもの	ＡＫ	Ｅ＝5.1Ｓ＋６